


性の多様性に関する 基本方針と対応ガイドブック

島根大学
令和4年10月1日



目次

I. 島根大学における性の多様性についての基本方針	
島根大学ダイバーシティ推進宣言	3
II. 本ガイドブックについて	4
III. 相談窓口について	4
1. 性の多様性に関する相談窓口	4
2. トラブルの相談窓口	4
3. 情報提供や意識啓発	5
IV. 環境整備について	
1. トイレ	5
2. 更衣室	5
V. 学生への対応	
1. 氏名・性別の情報とその管理について	5
①氏名の変更	6
②性別の変更	6
③大学が発行する証明書、大学に提出する書類等の性別記載	7
④アンケート、統計調査や実験	7
2. 授業について	7
①呼称について	8
②性別によるグループ分け	8
③スポーツ実習	9
④更衣を伴う授業について	9
⑤履修者名簿での性別情報と氏名の取り扱い	9
3. 校外学習(教育実習、インターンシップ、介護実習等)での対応	10
①自認する性別の使用	10
②服装と更衣室	10
③宿泊等	11
4. 学生寮の利用について	11
5. 健康診断等について	11
6. 留学について	11
7. 就職活動について	12
VI. 多様な性に関する基礎知識	
1. LGBTQ+とは	12
2. アライとは	12
3. カミングアウトについて	12
①カミングアウトとは	12
②カミングアウトされたら	12
③カミングアウトに悩んだら	13
4. アウティングの禁止	13
①アウティングとは	13
②アウティングを受けたら(LGBTQ+当事者の方へ)	13

I. 島根大学における性の多様性についての基本方針

島根大学は、性の多様性を尊重することについて、ダイバーシティ推進宣言で掲げています。この基本方針に基づいて、対応ガイドブックを制定しました。

島根大学ダイバーシティ推進宣言〔第2版〕

島根大学は、島根大学憲章に基づき、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努めており、今後、島根大学が「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」としてさらに飛躍するためには、教育、研究、就労の場におけるダイバーシティ（多様性）の推進が必要です。

そのためには性別、性自認・性的指向、障がい、国籍、年齢、宗教、価値観、信条などにかかわらず、多様な価値観や生き方を尊重する学内文化を醸成し、構成員一人ひとりの才能を活かしながら、教育研究活動を通じて地域社会に活力を生み出し、活力にあふれる地域の未来を先導する大学でありたいと考えます。

そこで、島根大学は以下の基本方針を掲げ、ダイバーシティを推進することをここに宣言します。

ダイバーシティ推進のための基本方針

1. 島根大学は、ダイバーシティ推進に対する意識を啓発し、本学の意思決定において、構成員の多様な意見が尊重されるよう環境整備に努めます。
2. 島根大学は、すべての構成員の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる教育・研究・就労環境を整備します。
3. 島根大学は、ダイバーシティ推進の視点に立った人的構成と人材育成を推進します。

令和4年10月1日

国立大学法人島根大学長

服部 泰直

※それぞれ以下の内容を意味します。

性自認＝自分がどのような性だと思うか、あるいは思わないか。

性的指向＝どのような性を好きになるか、あるいは好きにならないか。

Ⅱ. 本ガイドブックについて

多様な性についての対応の基本は、本人の意思を最初に確認し、丁寧に説明した上で本人が選び決める状況を作ることです。大学で性の多様性に配慮した環境整備をすることは大切ですが、担当者や関係者が、勝手に本人の性のありようを推測して対応を決定したり、本人が希望しないにもかかわらず特別な対応することは、適切ではありません。

本ガイドブックでは、大学での具体的な対応について示します。島根大学の方針や考えを**考え方**、対応する窓口の人に気をつけてほしいことを**対応**、学生・教職員本人が支援を受けるためにすることを**本人**で記しています。

なお、本ガイドブックの内容は令和4年10月から適用します。内容に関して不明な点がある場合、あるいは事実と異なる場合には、「性の多様性に関する相談窓口」までお知らせください。

Ⅲ. 相談窓口について

- 総合相談窓口「性の多様性に関する相談窓口」で、本ガイドブックに示した内容を中心に相談を受け付けています。相談員は相談者のプライバシーを守りますので、安心してご相談ください。相談内容によっては関係組織と連携して対応しますが、連携の範囲や内容については事前に本人に確認した上で進めます。個別の状況や大学側の事情によっては、希望通りの対応ができない場合もありますが、まずはお気軽にご相談ください。

1. 性の多様性に関する相談窓口

松江キャンパス：松江保健管理センター e-mail：health@soc.shimane-u.ac.jp

出雲キャンパス：出雲保健管理センター e-mail：healthizumo@med.shimane-u.ac.jp

2. トラブルの相談窓口

性のありようをめぐる、本学の教職員や学生等との間で「理解されなかった、いじめや差別を受けた、不利益を被った」といったトラブルが生じた場合は、ハラスメント相談窓口で相談を受けつけます。性のありように基づくハラスメントは、以下のようなものが考えられます。

- 個人の性自認、性的指向に関して揶揄したり差別的な発言をしたりすること。
- 異性間・同性間に関わらず、固定的な性別役割意識に基づいた発言をしたり（「男なんだから…」「女のくせに…」「…らしさ」など）、同意識に基づく行動を相手に勧めたり強いたりすること。
- 個人の性自認、性的指向、性表現、身体の性的特徴等を、本人の許可なく他人に暴露したり、広めたりすること（いわゆる「アウトティング」）。

島根大学ハラスメント防止マニュアルでも、そのような行為は禁止されています。

https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policies_and_initiatives/environment/harassment/index.html

3. 情報提供や意識啓発

ダイバーシティ推進室では、性の多様性についての学内の意識啓発や、さらに学びたい人のための情報提供（図書やDVD、資料等の閲覧や貸し出し）等を行っています。

IV. 環境整備について

本学は、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって大学の環境が利用しやすいように、運営方法や設備等を整えるよう努力するとともに、すべての人が利用しやすいよう、情報提供に努めます。

※設備に関する最新の状況は、「性の多様性に関する相談窓口」にお問い合わせください。

1. トイレ

学内の多目的トイレは、男女共用になっていますので、男女別のトイレが使用しづらい方はこれらのトイレをご利用ください。学内の多目的トイレの設置場所については、バリアフリーマップをご参照ください。多目的トイレでしか用が足せない人がいますので、これらの設備を利用する際には、ゆずりあって利用してください。

なお今後、個室のオールジェンダートイレの設置を検討します。

- バリアフリーマップ（松江キャンパス・出雲キャンパス）

<https://diversity.shimane-u.ac.jp/project/support/lgbt/index.html>

2. 更衣室

今後、性別にかかわらず使用できるような、個室の更衣室を設置していきます。また、一部の多目的トイレには着替え台も設置しますので、従来の男女別の更衣室が使用しづらい方はこちらのトイレをご利用ください。多目的トイレでしか用が足せない人がいますので、多目的トイレで更衣するときには、ゆずりあって利用してください。

V. 学生への対応

1. 氏名・性別の情報とその管理について

考え方

本学は、戸籍上の氏名や性別等が明かされることにより、本人に不利益が生じる可能性があることを理解し、そのことを構成員に啓発するとともに、氏名や性別の情報を慎重に扱います。また、本人の希望する氏名や性別で学生生活が送れるよう柔

軟に対応するとともに、性別に言及する場面を減らし、男女別の慣行を見直します。本学で名簿や書類を作成する場合、必要不可欠な場合を除き、原則として性別欄を設けないようにし、本学が発行する証明書等においても可能な限り性別を不記載とします。

対応

学籍簿の性別情報は、原則として、教務・学生担当教職員と学部責任者・指導教員のみを開示されます。教務・学生担当教職員や学部責任者・指導教員は、学生のなかに、戸籍上の氏名や性別が名簿や書類に載ることによって、さまざまな不利益を被る人がいる可能性を認識し、漏洩させないよう厳正に取り扱いましょう。ただし、事故や事件といった緊急の場合にはこの限りではなく、本人の承諾を得ずに戸籍名や性別情報を必要な関係者へ開示することがあります。

また、さまざまな名簿を作成する場合は、原則として性別欄を設けないようにしましょう。必要があって性別情報を記載する場合は、慎重に管理し、必要がなくなったらただちに破棄しましょう。

①氏名の変更

通称名の使用について所定の手続きにより、学籍簿の氏名を通称名に変更することができます。

本人

性別違和等を理由に、学籍簿の氏名を通称名に変更したい場合は、所定の手続きにより変更することができますので、「性の多様性に関する相談窓口」にご相談ください。父母等の署名は必須ではありませんが、学籍簿の氏名を変更することについてできる限り父母等に説明し、トラブルが生じないようにしてください。

ただし、日本国籍を持たない学生は、出入国管理上の取り扱い等を考慮する必要があります。詳しくは「性の多様性に関する相談窓口」にご相談ください。

注意：学籍簿の氏名を通称名に変更することにより、本学が発行するすべての書類は通称名となります。学内の仕事で給与や謝金等を受け取る場合、学内での書類や給与明細等で、戸籍名が記載されるものが含まれますので、本人の求めに応じて「通称名使用証明書」を発行します。本学で発行された書類の氏名が戸籍名と異なることにより、不利益が生じた場合は、本人の責任で対応してください。手続きを進めるうえでの心配ごとがあれば、「性の多様性に関する相談窓口」とも相談して、慎重に決定してください。

②性別の変更

性別違和等を理由に、学籍簿の性別を変更したい場合は、所定の手続きにより変更することができますので、「性の多様性に関する相談窓口」にご相談ください。ただし、保健管理センターのカルテには、入学時の性別情報が掲載されています。

③大学が発行する証明書、大学に提出する書類等の性別記載

本人 証明書類に関して、原則的には性別が記載されることになっていても、申し出により性別不記載で発行できる場合もあります。そのような場合は、書類発行窓口に申し出てください。また、名簿や書類の性別記載により不利益を被った場合は、作成者に申し出るか、不利益の内容に応じて、各相談窓口にご相談してください。

大学が発行する証明書又は大学に提出する書類等のうち、性別記載のないものは以下のとおりです。(令和4年10月現在)

- 大学が発行する証明書
学位記、学位証明書、学業成績証明書、取得科目確認表、卒業(修了)見込証明書、在学証明書、健康診断証明書等
- 大学に提出する書類
課外活動共用施設使用願、合宿・遠征届、落とし物・忘れ物発生届出書、事件・事故・盗難等発生届等

④アンケート、統計調査や実験

対応 アンケートを作成する際には、性別欄が本当に必要かについて考えましょう。アンケートや統計調査で男女の割合を出す必要がある場合でも、「その他」「無回答」等のカテゴリを入れることを推奨します。学術的な実験で、特定の性別の被験者が必要な場合は、必要性を十分吟味し、なぜそれが学術上必要なのかを、被験者募集時あるいは実験時に相手に説明するようにしましょう。学術的に必要であれば、「出生時の身体的性別」としたうえで、選択肢を「男、女、無回答」とすることを推奨します。

2. 授業について

考え方 本学で実施する授業においては、性のありようにかかわらず、すべての受講生が等しく尊重されます。授業で、性のありようを理由に受講生が排除されたり、尊厳を傷つけられたり、受講に困難を感じることはないよう、本学は環境を整えます。

対応 授業担当教員等は、授業において不必要に受講生の性のありようを顕在化させることはないよう、方法を工夫しましょう。性別で活動を分ける可能性がある場合は、そのことをシラバス等に事前に明記するようにしましょう。また、配慮を希望する受講生がいる可能性を常に考えるとともに、受講生が配慮を願い出た場合は、できる限り柔軟に対応しましょう。また、授業や研究指導の際に、性自認、性的指向、性表現、身体の性的特徴等につわる差別的なジョークや揶揄、からかい等を行うことは許されません。例えば、異性愛が前提であるような対応(彼氏・彼女いるの?)や異性愛を前提とした授業、異性にのみ恋愛感情を抱くことが普通、恋愛感情を抱くことが当然でそれが正しいという表現はやめましょう。それに加え、個々人のプライバシーの開示を強い

るような質問や指示を出していないかどうか、気を配りましょう。

また、LGBTQ+の学生には対応が難しかったり、苦痛を感じたりするようなレポートや試験の課題を出すことは避けましょう。キャンパスにおいて、言論の自由、信仰の自由は守られます。しかし、宗教や信条により、同性愛やトランスジェンダー等を許容できない人でも、LGBTQ+である本学の構成員に対してははっきりと攻撃したり、その人の人権を尊重しない行動を行ったりすることは許されません。

本人 履修を希望する授業において、性別等による区別が用いられるのかどうか心配な場合は、履修を決める前にシラバスの表記を確認しましょう。また、配慮を願い出たい場合は、「性の多様性に関する相談窓口」または授業担当教員にその旨を伝えてください。

①呼称について

考え方 授業中の呼称については、性別で使い分けず、「~さん」等、統一した呼称を用いることを授業担当教員はじめ全構成員に推奨します。外国語の授業における呼称についてもこれに準じます。

対応 授業担当教員は、可能な限り統一した呼称を用いるようにしましょう。また呼称に関して本人の希望があれば、それに対応してください。

本人 氏名の取り扱いや呼称について、配慮を求めたい場合は、「性の多様性に関する相談窓口」または授業担当教員にその旨を伝えてください。

②性別によるグループ分け

考え方 授業で性別によるグループ分けを行う必要がない場合は、避けることを全構成員に推奨します。対応授業担当教員は、その授業での活動において、性別によるグループ分けが本当に必要かどうか、それ以外の方法がないかどうか、まず考えましょう。性別によるグループ分けが必要で、それを行う可能性がある場合は、シラバス等に事前に明記しましょう。また異性とペアを組むようにといった指示、座席表の性別による色分けは避けましょう。

本人 履修を希望する授業において、性別によるグループ分けがあるかどうか心配な学生は、履修前にシラバスでの情報を確認しましょう。また、配慮を願い出たい場合は、「性の多様性に関する相談窓口」または授業担当教員にその旨を伝えてください。

③スポーツ実習

考え方

スポーツ実習においても、性別によるグループ分けや、性別ルールの適用等によらない実施を推奨します。

対応

実習担当者は、従来の慣習にとらわれず、性別によるグループ分けや、性別ルールを用いなくても実習できる可能性を考えましょう。また、実習時の服装や用具については、ユニセックスなものを推奨しましょう。性別情報がどうしても必要な場合は、理由を添えて担当事務に申請してください。また、性別の要素がある場合は、シラバスに明記してください。

本人

スポーツ実習の性別によるグループ分け、服装、用具、更衣室、集中講義での宿泊等について心配な人は、履修前にシラバス等の情報を確認し、必要に応じて「性の多様性に関する相談窓口」または実習担当者に相談してください。なお、松江キャンパス第1体育館には、男女共用の多目的トイレがあります。他の体育館については、今後、多目的トイレを増設し、そこに個室シャワーと個室更衣室を併設することを検討します。

④更衣を伴う授業について

対応

更衣が必要な場合は、シラバスに明記しましょう。男女別の更衣室が使用しづらいという申し出があれば、使用時間をずらす、一人だけ別室で着替えさせる等、柔軟に対応しましょう。

本人

男女別での着替えが難しい場合は、「性の多様性に関する相談窓口」または授業担当教員に相談してください。なお、学内に、個室の更衣室の設置を検討します。また、一部の多目的トイレには着替え台も設置します。※更衣施設の最新の設置状況は、「性の多様性に関する相談窓口」にお問い合わせください。

⑤履修者名簿での性別情報と氏名の取り扱い

考え方

履修者名簿の性別情報は、授業担当教員には原則非開示です。また、6ページにあるように、学籍簿の氏名・性別を通称名・自認する性別に変更した場合は、履修者名簿もすべて通称名・自認する性別となります。教務・学生担当教職員および学部責任者・指導教員は戸籍上の氏名や性別を知ることができますが、慎重に取り扱います。ただし、事故や事件といった緊急の場合にはこの限りではなく、本人の承諾を得ずに戸籍上の氏名や性別を必要な関係者に開示することがあります。

対応

授業担当教員は、教育効果や安全の確保といった理由で、どうしても性別情報が必要な場合は、担当事務にそれらの情報開示を求めることができますが、必要がなくなった時点で、速やかに破棄しましょう。教務・学生担当教職員および学部責任者・指導教員は、戸籍上の氏名や性別は慎重に取り扱うべき個人情報であると認識し、漏洩させないように気をつけましょう。

本人 自分の戸籍上の氏名や性別が、どのような理由でだれに開示されているか等の開示範囲について詳しく知りたい場合は、「性の多様性に関する相談窓口」に相談してください。

3. 校外学習(教育実習、インターンシップ、介護実習等)での対応

考え方 校外実習では、実習先の方針や設備を変えることが難しい場合がありますが、本学は、性のありようにかかわらず、希望するすべての学生が実習できるよう、学生や実習担当者の相談に応じると同時に、実習先の理解を得られるよう努力します。

対応 校外実習等の担当者は、実習先に対して、本学では性の多様性を尊重しているという方針を伝えて理解を求め、トラブルを生じさせないように努めましょう。また、性別情報の取り扱い、服装、更衣室、宿泊等に関して、当事者から配慮の申し出があった場合、実習先と相談のうえ、できる限り柔軟な対応がなされるよう努めましょう。

本人 校外実習時の性別情報の取り扱い、服装、更衣室、宿泊等について、実習先の配慮や理解を求めたい学生は、事前に「性の多様性に関する相談窓口」に相談するか、または実習担当者にその旨を伝えてください。

①自認する性別の使用

考え方 校外実習を自認する性別で行うか、あるいは戸籍上の性別で行うかを、本人が選択できるよう、本学は柔軟に対応します。

対応 校外実習等の担当者は、実習で使用する性別について本人から相談があった場合は希望を聞き、実習先に理解を求めましょう。また、本人が望まない形で、性別情報が実習先の関係者や他の実習生に開示されないように、配慮しましょう。

②服装と更衣室

考え方 校外実習において、本学が学生に指導する服装は、清潔かつ礼を失しない服装であれば、必ずしもスーツ姿等に厳格に限定するものではありません。ユニセックスのスーツはまれにしかなく、男女に二分されたものが大半であるため、校外実習時の服装をスーツに限定すると、実習に参加しづらい学生が出てくるためです。

対応 校外実習等の担当者は、実習先に対して、本学では性や宗教の多様性を尊重しており、定型的なスーツや革靴等の服装でなくても、清潔かつ礼を失しない服装であれば可としている方針を伝え、理解を求めましょう。また、実習に行く際の指導にあたって、許容できる服装を例示することも一つの方法です。決して「女性は化粧、ヒール、スカート」などを強制しないようにしましょう。ユニフォーム等がある場合は、学生の希望にできるだけ配慮したり、男女に二分されないユニフォームとできないかを実習先に打診してみましょう。また、更衣室について本人から要望があれば、実習先に配慮を求めましょう。

③宿泊等

考え方

本学が提供する校外学習時の宿泊施設等は、男女別に部屋や浴室が分かれているものが大半ですが、施設の使い方を工夫するなどして、本学は柔軟に対応します。

対応

実習担当者は、性のありようによって、校外実習の宿泊等で困る学生がいる可能性を考慮し、多様な選択肢を考え、要望には柔軟に対応するようにしましょう。たとえば、希望する性の引率者と同部屋で宿泊する、個人で入浴する時間を設ける等の対応が考えられます。

4. 学生寮の利用

学生寮は、部屋のタイプが異なる3つの棟で構成されています。バス、トイレ、ミニキッチンが居室内に設置された完全個室型の棟では、性別による割り当てはありません。部屋は個室ですが、シャワー、キッチン、トイレ等共有使用となる棟については、性別により階が分かれています。学生寮に居室数は限られており、部屋の空き状況に応じて希望された部屋への入居が決定します。これらのことを理解したうえで入居を判断してください。詳しい情報は、以下を参照してください。(入寮許可期間は2年間)

<https://www.shimane-u.ac.jp/campus-life/welfare/residence/>

お問い合わせは、性の多様性に関する相談窓口へどうぞ。

5. 健康診断等について

定期健康診断は、男性と女性で時間を分けて実施していますが、申し出があれば、本人の希望(例:男性の時間の最後に一人で受ける等)に応じます。それについては、健康診断のお知らせの中でお知らせしています。医師による聴診は、申し出があれば薄手の衣服の上から行うことも可能です。また、レントゲン検査は、Tシャツを着用して照射しています。健康診断票や問診票、健康診断証明書、診断書には、性別の記載はありません。なお、医師法24条で定められているため、カルテ等には戸籍上の性別が記載されています。

6. 留学について

考え方

留学先の方針や設備を変えることは難しい場合が多いです。また、留学先でパスポートと異なる氏名と性別を使用するのは、法的なハードルが高い場合があります。ただし、受け入れ先によっては、柔軟な対応が可能なこともあります。本学が紹介する留学においては、本学は相談に応じますが、本人にも留学先を十分に検討することを求めます

対応

留学の窓口担当者は、本人の希望があれば、留学先に対して、本学では性の多様性を尊重している方針を伝え、生活環境や学習支援体制の柔軟な対応を求め、トラブルを生じさせないように努めましょう。

本人

必ずしも希望に添えるとは限りませんが、サポートを希望する人は、担当窓口にご相談してください。

7. 就職活動について

考え方

企業の方針や設備を変えることは難しい場合が多いです。しかしなかには、柔軟な企業も出てきています。就職活動にあたっては、性のありようにかかわらず、一人ひとりが力が発揮できるよう、本学は支援します。キャリアセンターでは、相談員は性に関する研修を受けています。また、LGBTフレンドリーな企業の情報収集もしています。対応指導教員やキャリアセンター担当者は、性的マイノリティの学生が抱えがちな問題を把握するよう情報収集に努めましょう。

VI. 多様な性に関する基礎知識

1. LGBTQ+とは

*LGBTQ+とは、レズビアン(女性として女性を好きになる人)、ゲイ(男性として男性を好きになる人)、バイセクシュアル(好きになる人が女性と男性の両性である人)、トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別とは異なる性別だと自認する人)、クエスチョニング/クィア(自身の性自認や性的指向が定まっていない、わからない、決めたくない)をはじめとする多様な性のありようを含む総称とします。

2. アライとは

自分はLGBTQ+では無いけれどLGBTQ+に関する社会的な課題に対して、LGBTQ+の人たちと一緒に、自分自身の問題として主体的に取り組む人たちをアライ(ALLY)と言います。皆が過ごしやすい大学にするために、アライであることを表明するなど、できることから始めてみましょう

3. カミングアウトについて

①カミングアウトとは

「これまで公にしていなかった自分の秘密を話すこと」を意味します。LGBTQ+の場合は「自分の性的指向や性自認などをほかの人に伝えること」です。

LGBTQ+の人々への差別や偏見が未だ根強い中で、自らがLGBTQ+であるとカミングアウトすることは大変勇気がいることです。カミングアウトは本人の判断で行うもので、決して強制するものではありません。

②カミングアウトされたら

多くの場合、カミングアウトは「あなた」に対して行われたもので、周囲への公表やそ

の希望を意味していません。ご本人は「どんな反応をされるか分からない、否定されるかもしれない、身近な人の態度が変わるかもしれない、相手に負担をかけてしまうんじゃないか」と悩みながら、あなたにカミングアウトされたのです。

あなたにできることは、まずは本人の話を聞き、「話してくれてありがとう」と、しっかり気持ちを受け止めましょう。もし本人が何か困っていることがあれば一緒に考えてください。もし教職員が学生の情報を知った場合には、どこまでその情報を伝えないといけな
いか、伝えていいかを本人ときちんと話し合うことが重要です。伝える際には、ほかには絶対に伝えないことも併せてどのような理由でその部署に伝えるのかをお話してください。カミングアウトを受けた側が受け止められなくて、悩んだり不安になることもあります。その様な場合は、学内の守秘義務のある専門家（臨床心理士、精神科医等）にご紹介しますので、相談窓口にご相談ください。

③カミングアウトに悩んだら

当事者の方でカミングアウトを考えたら、ぜひ保健管理センターや学生相談室にご相談ください。誰に、どのようにカミングアウトしていくのかをシミュレーションし、そのときどうなるかについてお話ししていきます。一緒に考えましょう。

4. アウティングの禁止

①アウティングとは

本人の同意なく第三者が性的指向や性自認などを漏らすことです。知られたくない人もいますし、知られることで不利益を被る社会であることも一つの要因です。知られることで過ごしにくくなることもありますので、無理に聞き出したり、外見や行動を見て勝手に推測したりすることもいけません。自分に悪意はなく、良かれと思った対応が、結果的にアウティングにつながる場合もあります。

②アウティングを受けたら (LGBTQ+当事者の方へ)

まずは信頼できる相手に現状を伝えましょう。学内の「性の多様性に関する相談窓口」やハラスメント相談でお受けします。状況によっては、警察や司法の介入が必要となることもあります。

本ガイドブックは、広島大学「性の多様性に関する理念と対応ガイドライン—LGBT等の学生の修学のために—」、名古屋大学「LGBT等*に関する名古屋大学の基本理念と対応ガイドライン」、筑波大学「[LGBT+等*に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン」、国際基督教大学「LGBT学生生活ガイドin ICUトランスジェンダー/GID編」、お茶の水大学「トランスジェンダー学生受け入れに関する対応ガイドライン」、群馬大学「性の多様性(LGBT/SOGI)に関する対応ガイドライン」を参考に作成しました。